

平成 20 年 8 月

(地方公共団体関係 3 団体あて)

平成 21 年度予算編成にあたってのお願い

地方銀行は、全国約 1,100 の地方公共団体の指定金融機関として、年間約 4 億 6,000 万円の地方公金の収納・支払など行政事務を受託しております。この受託事務コストは、一般的に金融機関がその全部または大部分を負担しており、地方銀行全体で年間 1,000 億円を上回る負担となっております。

地方公共団体においては、地方債による資金調達や公金運用・保管の方針が見直され、金融機関との資金取引と地方公金の収納等の業務委託を区分する対応が定着しています。また、地方銀行においては、経営の健全性維持の観点から、地方公共団体との取引についても、取引分野ごとに、より厳密なリスク管理や採算分析を行いつつ、今後の取引関係が持続可能なものとなるよう取引改善を進めることが求められております。

しかるに、地方公金の収納等の委託業務については、依然として指定金融機関に対して窓口収納の経費負担を行っている地方公共団体は未だに 2 割程度にとどまるなど、取引改善が進んでいない状況にあります。

今後、地方行政の円滑な執行や国民の利便向上に資するためには、指定金融機関が提供している収納等のサービスなど地方公共団体との取引を持続可能な形で維持させていくことが必要と考えます。

つきましては、以上のような状況をご賢察いただき、平成 21 年度予算編成にあたり、下記の事項を周知いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1．委託業務の経費負担の適正化

地方公金の収納等の事務は、各地方公共団体が事務取扱方法等を定め、指定金融機関等に取り扱わせているが、これは、本来、地方公共団体が行うべき事務を、地方自治制度により、金融機関に委託するものであり、当該事務を行うための委託費用は、受益者負担ならびに地方財政運営の基本原則からも、地方公共団体が全額を負担いただく必要がある。

また、一般の業務委託においても、経済合理性の観点から、当然に委託先の事務処理コストに見合った適正な水準の経費を負担いただく必要があり、収納の多様化が急速に進展する中で、コンビニ収納、クレジットカード収納の導入に際して、これら委託先には相応の経費負担がなされている。

このため、各地方公共団体においては、指定金融機関等からコスト負担の見直し要請があった場合には、それぞれ当事者間で協議のうえ、各委託先の事務処理コストに見合った適正な水準の経費を負担いただけるよう予算措置につき特段のご配慮をお願いしたい。

2．自動車税等定期納付の電子化の早期実施

各道府県において準備が進められている自動車新規登録手続のワンストップサービスは、行政の電子化に向けた時宜を得た取り組みとして評価しているが、こうした取り組みが自動車税および軽自動車税の定期納付にまで拡大されれば、住民の利便性向上や地方公共団体における徴税率の向上、納税証明書関係事務の削減などに一層の効果が見込まれる。

こうした観点から、自動車税等定期納付の電子化を早期に実施いただき、また、実施までの間についても、マルチペイメントネットワーク標準帳票に準じた納付書様式を使用いただくよう、これらの予算措置につき配慮をお願いしたい。

以 上

平成 2 0 年 8 月

(総務省あて)

地方税等の収納委託費用の負担の適正化に向けた
措置等についてのお願い

地方銀行は、全国約 1,100 の地方公共団体の指定金融機関として、年間約 4 億 6,000 万件の地方公金の収納・支払など行政事務を受託しております。

当協会では、平成 16 年 1 月に地方公共団体との取引全般のあり方に対する考え方をとりまとめ、指定金融機関と地方公共団体との取引改善に向けた理解促進活動に努めるとともに、各種規制改革要望を提出して参りました。

貴省におかれましては、指定金融機関業務に関して、指定金融機関等の担保提供義務のあり方の検討や納入書様式変更に関する留意点の周知などの措置を講じておられますが、今後も指定金融機関が提供している地方公金の収納等のサービスなどを持続可能な形で維持し、地方行政の円滑な執行や国民の利便向上に資するためには、更なる制度・慣行の見直しが必要と考えます。

つきましては、地方銀行に共通する課題の解決に向けた環境整備の一環として、下記のとおり一層の措置を要望いたしますので、ご高配賜りますようお願いいたします。

記

1．地方税等の収納委託費用の負担の適正化

地方公金の収納等の事務は、本来、地方公共団体が行うべき事務であるが、地方自治制度により、指定金融機関に取り扱わせることを定めており、当該事務を行うための委託費用は、受益者負担ならびに地方財政運営の基本原則からも、地方公共団体が全額を負担する必要がある。また、一般の業務委託においても、コンビニ収納等の導入に際して、経済合理性の観点から、委託先の事務処理コストに見合った相応の経費負担がなされている。

しかし、指定金融機関に対して窓口収納の経費負担を行っている地方公共団体は未だに2割程度にとどまるなど、総じて取引改善が進んでいない。また、収納の電子化や業務の合理化についても、地方公共団体が収納事務の適正なコストを負担していないことが、推進の阻害要因となっている。

このため、まず、各地方公共団体において、各委託先の事務処理コストに見合った適正な経費負担が行われるよう、経費負担の対応の考え方の明示など適正化に向けた措置につき特段のご配慮をお願いしたい。

2．指定金融機関等の担保提供義務の廃止

規制改革推進のための3か年計画(平成19年3月25日閣議決定)では、20年度中に、貴省において、指定金融機関等の担保提供義務の在り方の結論を得ることとされており、次の実態等も踏まえ、法令による義務付けを早急に廃止いただきたい。

預金保険法では、地方公金等の決済債務は全額保護されており、基本的には保全の必要はない。また、決済債務以外の債務についても指定金契約により損害賠償など保全が可能であり、制度として指定金融機関の担保提供を義務付ける必要性がなくなっていると考ええる。

また、当協会の調査では、地方銀行が担保を差入れている地方公共団体等のうち、100万円未満の少額な担保差入先が約4割を占めている。こうした少額の担保差入れは、法令による義務付けがあるためにとられている措置と考える。

3．賦課税納入書の規格・様式の法定化

上記２の規制改革推進のための３か年計画では、貴省において、電子収納の利用率向上の環境整備などの観点から地方公金納入書の規格・様式の早期統一に向けた努力を継続するとされているが、貴省においては、平成18年４月に納付書様式の統一化に関する留意通達を出状するなど対応が行われたものの、その後、納入書様式の早期統一に向けた有効な措置がとられておらず、様式の統一化が進んでいない。

収納事務の合理化のためには、収納の電子化が望ましいが、電子化までの間でも多くの地方公共団体がマルチペイメントネットワーク標準帳票に準じた納入書様式を使用することにより、効率化の効果が期待できる。

納入書様式の統一化の早期実現のために、より実効性のある対応として、地方税法施行規則等において、マルチペイメントネットワーク標準帳票に準じた規格・様式を制定するよう検討をお願いしたい。

以　上